

平成31・32年度名古屋市競争入札参加資格審査の申請に
おける申請業種「解体工事」の取扱いについて

建設業法の一部改正により、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設され、平成28年6月1日から施行されました。

このことに関し、平成31・32年度名古屋市競争入札参加資格審査の申請における申請業種「解体工事」の取扱いは次のとおりとします。

◆ 平成29・30年度（現行）

- 許可及び経営事項審査を受けるべき建設業
とび・土工工事業又は解体工事業
- 総合点数
許可区分における「とび・土工工事業」と「解体工事業」のどちらか高い方の総合評定値を用いる。



◆ 平成31・32年度（平成31年4月1日から）

- 許可及び経営事項審査を受けるべき建設業
解体工事業
- 総合点数
許可区分における「解体工事業」の総合評定値を用いる。

【問い合わせ先】

名古屋市役所財政局契約部契約監理課
TEL (052) 972-2321